

平成 2 9 年 度

財政援助団体監査結果報告書

ひたちなか市監査委員



ひ 監 発 第 2 5 号  
平成29年11月 1日

ひたちなか市長 本間 源基 殿

ひたちなか市議会議長 打越 浩 殿

ひたちなか市監査委員 山田 篤

ひたちなか市監査委員 樋之口 英嗣

財政援助を行った団体の監査結果報告書  
の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成28年度に財政援助を行った団体の監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項の規定により提出します。



## 第1 監査の対象

対象とした財政援助団体（以下「団体」という。）及び補助金名等は次のとおりである。

- 1 ひたちなか市子ども伝統文化フェスティバル実行委員会 委員長 大谷 美和子
  - (1) 補助金名 平成28年度ひたちなか市子ども伝統文化フェスティバル実行委員会補助金
  - (2) 補助金額 1,078,327円
  - (3) 所管課 市民生活部生涯学習課
- 2 一般財団法人 茨城県交通安全協会 ひたちなか地区交通安全協会  
会長 清水 伝吾兵衛
  - (1) 補助金名 平成28年度ひたちなか地区交通安全協会補助金
  - (2) 補助金額 1,700,000円
  - (3) 所管課 市民生活部生活安全課
- 3 ひたちなか市農作物病虫害防除協議会 会長 黒澤 昭
  - (1) 補助金名 平成28年度ひたちなか市農作物病虫害防除補助金
  - (2) 補助金額 6,785,000円
  - (3) 所管課 経済環境部農政課

## 第2 監査の主眼及び方法

監査の対象とした補助事業に係る所管課並びに団体の事務事業の執行が、それぞれ法令等に準拠して適正に行われたか、また、補助金が交付条件に沿って適切に使用され、かつ、その実績が補助の目的に照らして効果的なものであったか、さらに団体に対する所管課の指導監督が適切に行われていたかどうか等を主眼に監査を行った。

監査の実施にあたっては、ひたちなか市監査基準に基づき、所管課及び団体から提出された補助金交付関係書類、事務事業の概要、事業実施状況、収支の会計経理に係る諸帳簿及び証拠書類の審査を試査又は精査によって行うとともに、事業内容及び経理内容の実態等について関係者からの説明を聴取した。

## 第3 監査の期間及び場所

期 間：平成29年9月1日～平成29年10月23日

内容聴取日：平成29年10月3日

場 所：監査委員事務局

## 第4 監査を執行した監査委員

山田 篤

樋之口 英嗣

## 第5 監査の結果

各団体について監査した結果は、次のとおりである。

## 【ひたちなか市子ども伝統文化フェスティバル実行委員会】

### 1 団体の概要

#### (1) 団体の目的

本会は、地域に伝承されている郷土芸能及び日本の伝統文化のうち、子どもたちへの育成・継承活動を実施している団体の成果の発表及び交流を図る事業を実施し、郷土芸能及び日本伝統文化への理解と継承を深めることを目的とする。

#### (2) 団体の組織

本会は、出演団体、ひたちなか市及び関係文化団体をもって組織されており、役員として委員長1名、副委員長2名以内、監事1名を置き、事務局をひたちなか市市民生活部生涯学習課内に置いて運営している。

### 2 補助事業の概要

#### (1) 補助金の名称及び交付額

名 称	平成28年度ひたちなか市子ども伝統文化フェスティバル実行委員会補助金
-----	------------------------------------

交付決定額	1,081,000円
-------	------------

精算額	1,078,327円
-----	------------

#### (2) 補助の目的

地域に伝わる伝統文化等の継承に取り組む子どもたちの活動の成果の発表を通じて、伝統文化等及びそれらを育んできた地域への理解の増進及び郷土愛の醸成並びに伝統文化等の担い手である子どもたちの活動の意欲の喚起及び交流の機会の創出を図り、もって伝統文化等の継承及び保護を推進することを目的とする。

#### (3) 補助の内容

ひたちなか市子ども伝統文化フェスティバル実行委員会が主催する「ひたちなか市子ども伝統文化フェスティバル事業」に係る報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料を補助対象経費とする。補助金の額は予算の範囲内で市長が認める額とする。当該事業は平成22年度より開催されており、平成23年度より補助事業となっている。

#### (4) 事業期間

平成28年10月20日から平成29年2月21日まで

#### (5) 補助金交付事務手続き

交付申請	平成28年10月31日
------	-------------

交付決定通知	平成28年11月 2日
--------	-------------

交付請求	平成28年11月 2日
------	-------------

補助金交付	平成28年11月16日
-------	-------------

実績報告	平成29年 2月21日
------	-------------

#### (6) 平成28年度補助事業実施状況

平成29年1月22日に市文化会館大ホールにおいて事業を開催し、市伝統文化継承事業参加校4団体(6校)、民間団体6団体、特別出演1団体、延べ286名が参加した。事業を通じて、地域に根付く郷土芸能及び日本伝統文化への理解を深め、伝統文化等の継承及び保護の推進に寄与できた。

(7) 平成28年度収支決算状況

団体より提出された事業の収支決算状況は次表のとおりである。

(収 入)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正額 (b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額(d)	比較増減(e) (d) - (c)	備 考
補助金	1,081,000	0	1,081,000	1,081,000	0	ひたちなか市
雑収入	1,000	0	1,000	232	△768	預金利子及び 前年度繰越金
合 計	1,082,000		1,082,000	1,081,232	△768	

(支 出)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正(流用) 額(b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額(d)	不用額(e) (c) - (d)	備 考
報償費	491,000	100,000	591,000	591,000	0	司会者謝礼, 衣装クリ ーニング代, 車両代
需用費	340,000	△35,000	305,000	304,396	604	消耗品, ポスターチラ シ印刷, 弁当等
役務費	50,000	△26,000	24,000	22,211	1,789	郵便料, 保険料
使用料及び 賃借料	200,000	△39,000	161,000	160,720	280	バス・トラック借上料
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
合 計	1,082,000		1,082,000	1,078,327	3,673	

収入決算額 1,081,232 円

支出決算額 1,078,327 円

差引残額 2,905 円

なお、差引残額のうち、2,673 円が市へ戻入され、232 円が翌年度へ繰越しとなっている。

### 3 監査の結果

補助事業に係る所管課並びに団体の事務の執行については、所定の手続き等により概ね適正に行われており、また、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

なお、補助金に係る団体の経理状況は諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、金額・計数ともに正確であると認められたが、会計処理等において、次のとおり一部改善が必要と思われる事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

(意見及び指摘事項等)

- ・団体の予算の執行において、次年度以降に使用することを見越して物品を購入しているものが見受けられた。
- ・補助金の戻入に係る歳出金返納通知書に日付が記載されていない。
- ・団体の契約事務において、競争見積によらない随意契約が見受けられ、補助金等交付決定通知書に付記されている「予算の範囲内で効率の良い事業を進めること」という交付条件が十分に満たされていない。
- ・会計処理上の責任体制や、出演団体等に支払う報償費の支給基準などが明文化されていないので、これらも含め、会計事務手続き全般に関する規程等の整備について検討調整されたい。
- ・補助金交付要綱に定める補助対象事業及び補助対象経費は、伝統文化等の継承に取り組む子どもたちが活動の成果を発表し、及び相互に交流を深めるフェスティバル事業に係る経費を補助対象としている。  
平成28年度の事業においては、特別出演した大人だけで構成されている無比無敵流杖術保存会に支払った報償費も補助の対象としていることから、補助対象事業についてより明確な規定内容となるよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。



## 【一般財団法人 茨城県交通安全協会 ひたちなか地区交通安全協会】

### 1 団体の概要

#### (1) 団体の目的

ひたちなか警察署管内における交通の安全と円滑を図るための事業を行い、もって正常な交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

#### (2) 団体の組織

本会は、会長を筆頭に会長代理、副会長、交通指導隊長、常任委員、委員、監事を置き、事務局をひたちなか警察署内に置き運営している。また、那珂湊支部、勝田支部、東海支部を置き、その下に分会を置いている。

### 2 補助事業の概要

#### (1) 補助金の名称及び交付額

名 称 平成28年度ひたちなか地区交通安全協会補助金

交付額 1,700,000円

#### (2) 補助の目的

市民への交通安全に対する意識の高揚のための事業を行うことにより、ひたちなか市内での交通事故防止を目的とする。

#### (3) 補助の内容

ひたちなか地区交通安全協会が行う街頭での交通安全活動における交通安全啓発品の購入、チラシ作成、宣伝物品の購入、立哨指導及びパトロール活動にかかる経費のうち東海村内での活動分を除いた経費を補助対象とする。補助率は1/2以内としている。

平成27年度までは東地区交通安全協会と西地区交通安全協会に対し補助金を交付していたが、両協会の合併に伴い、平成28年度からひたちなか地区交通安全協会に対し補助金を交付している。

#### (4) 事業期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### (5) 補助金交付事務手続き

交付申請 平成28年 7月22日

交付決定通知 平成28年 8月 1日

交付請求 平成28年 8月 3日

補助金交付 平成28年 8月19日

実績報告 平成29年 5月10日

#### (6) 平成28年度補助事業実施状況

平成28年度事業計画に基づき、平成28年度茨城県交通安全県民運動の重点とした活動及び当地区交通安全協会が目標に掲げた「ライトの早め点灯」及び「イエロー停止」運動を推進した。

各季交通安全運動については、計47日間の実施期間により、街頭キャンペーンや広報指導活動などを行い、交通死亡事故多発警報に伴う活動については、年4回街頭立哨活動を中心に行った。また、毎月2回交通安全の日には、主要路線、小中学校付近等で街頭立哨指導活動を展開し、児童生徒に対する交通指導を行った。

さらに、交通安全フェスティバルをはじめとする各種イベント等へ参加し交通事故防止活動を推進した。

(7) 平成28年度収支決算状況

団体より提出された事業の収支決算状況は次表のとおりである。(補助金等実績報告書による)

(収 入)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正額 (b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額(d)	比較増減(e) (d) - (c)	備 考
補助金収入	1,700,000	0	1,700,000	1,700,000	0	ひたちなか市
会費収入	785,000	0	785,000	785,000	0	賛助会員会費
事業活動 収入	11,265,000	0	11,265,000	8,637,454	△2,627,546	
合 計	13,750,000	0	13,750,000	11,122,454	△2,627,546	

(支 出)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正(流 用)額(b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額(d)	不用額(e) (c) - (d)	備 考
交通安全街頭 活動費	5,353,000	0	5,353,000	4,449,363	903,637	交通安全啓発費・チラシ 作成・宣伝物販費・街頭 活動費
運営費	4,900,000	0	4,900,000	4,706,912	193,088	各種行事費・普及啓発 費・会議費・表彰費・祭 事費等
広報費	100,000	0	100,000	79,387	20,613	機関誌
分会活動費	3,997,000	0	3,997,000	1,886,792	1,510,208	車両費・装備費・活動費 研究研修費
合 計	13,750,000	0	13,750,000	11,122,454	2,627,546	

収入決算額 11,122,454 円  
 支出決算額 11,122,454 円  
 差引残額 0 円

### 3 監査の結果

補助事業に係る所管課並びに団体の事務の執行状況については、所定の手続き等により概ね適正に行われており、また、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

なお、補助金に係る団体の経理については、一般財団法人茨城県交通安全協会が県内の地区交通安全協会の会計事務を一括して行っている関係から、可能な限り本市の補助事業に係る諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、金額・計数ともに正確であると認められた。

なお、補助金に関する事務において、次のとおり一部改善が必要と思われる事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

(意見及び指摘事項等)

- ・補助金交付要綱に定めた補助対象経費は「当該協会が行う交通安全対策事業のうち、交通安全街頭活動」となっているが、当該協会が行う事業活動支出内容においては同様の名称の活動費の支出科目が設定されていないため、補助対象経費の把握があいまいとなっている。補助対象経費が具体的かつ明確となるよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。

## 【ひたちなか市農作物病虫害防除協議会】

### 1 団体の概要

#### (1) 団体の目的

本協議会は、農作物病虫害の効果的な防除を図るため、農林航空防除事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

#### (2) 団体の組織

本協議会は、各地区代表者、関係農業団体、ひたちなか市、ひたちなか市農業委員会、県央農林事務所、常陸農業協同組合をもって組織されており、役員として会長1名、副会長4名、監事2名を置き、事務局を常陸農業協同組合内に置いて運営している。

### 2 補助事業の概要

#### (1) 補助金の名称及び交付額

名 称 平成28年度ひたちなか市農作物病虫害防除補助金  
交付額 6,785,000円

#### (2) 補助の目的

水稻の病虫害による被害を防除し、収量及び品質の向上を図ることを目的とする。

#### (3) 補助の内容

ひたちなか市農作物病虫害防除協議会が行う、薬剤空中散布事業に係る賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金を補助対象経費とする。補助対象経費に対する補助率は3分の1以内とし、補助金の額は予算の範囲内とする。

#### (4) 事業期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### (5) 補助金交付事務手続き

交付申請	平成28年	5月31日
交付決定通知	平成28年	6月 8日
交付請求	平成28年	6月 8日
補助金交付	平成28年	6月24日
実績報告	平成29年	5月25日

#### (6) 平成28年度補助事業実施状況

平成28年7月26日及び27日の二日間にかけて、水稻の病虫害（いもち病、紋枯病、カメムシ等）を防除するため、10aあたり800mlの農薬（アミスターアクタラSC）を無人ヘリコプター延べ26機によりひたちなか市内の散布希望のあった水田689ha（勝田地区522ha、那珂湊地区167ha）への散布を実施。無人ヘリコプターによる農薬散布を行うことにより、稲作生産労働の省力化と効率的な病虫害の防除が図られ、水稻の良質米生産に寄与できた。

#### (7) 平成28年度収支決算状況

団体より提出された事業の収支決算状況は次表のとおりである。

## (収 入)

(単位:円)

科 目	当初予算額 (a)	補正額 (b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額(d)	比較増減(e) (d) - (c)	備 考
補助金	6,991,700	0	6,991,700	6,991,700	0	ひたちなか市 6,785,000 茨城北農業共済事務組合 206,700
受益者 負担金	15,117,030	0	15,117,030	14,811,539	△305,491	2,150円/10a
繰越金	1,466,221	0	1,466,221	1,466,221	0	前年度繰越金
雑収入	9,049	0	9,049	73	△8,976	利子等
合 計	23,584,000	0	23,584,000	23,269,533	△314,467	

## (支 出)

(単位:円)

科 目	当初予算額 (a)	補正(流用) 額(b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額(d)	不用額(e) (c) - (d)	備 考
賃金	2,365,000	△100,000	2,265,000	2,210,822	54,178	航空防除作業者賃金, 臨時職員賃金
需用費	820,000	0	820,000	474,531	345,469	カップ等消耗品費, 食糧費, 印刷費
役務費	603,000	0	603,000	492,351	110,649	通信運搬費, 保険料, 手数料
委託料	10,586,000	0	10,586,000	9,896,796	689,204	ヘリ散布費
使用料及び 賃借料	400,000	100,000	500,000	493,522	6,478	車両等借上料
原材料費	8,600,000	0	8,600,000	7,438,656	1,161,344	散布薬剤費
備品購入費	165,000	0	165,000	68,000	97,000	パソコン購入費
負担金及び 交付金	35,000	0	35,000	15,680	19,320	茨城県病虫害防除実施 対策協議会負担金
予備費	10,000	0	10,000	0	10,000	
合 計	23,584,000	0	23,584,000	21,090,358	2,493,642	

収入決算額 23,269,533 円

支出決算額 21,090,358 円

差引残額 2,179,175 円

なお、差引残額については、翌年度へ繰越しとなっている。

### 3 監査の結果

補助事業に係る所管課並びに団体の事務の執行状況については、所定の手続等により概ね適正に行われており、また、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

なお、団体の会計処理等において、次のとおり一部改善が必要と思われる事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

(意見及び指摘事項等)

- ・補助事業の実施主体はひたちなか市農作物病虫害防除協議会（以下「本協議会」という。）であるが、事業の実施にあたっては、那珂湊地区農林航空防除実施協議会とひたちなか市勝田地区農作物病虫害防除隊の二団体によって、それぞれの地区の薬剤空中散布が行われている。このような状況下で、ひたちなか市農作物病虫害防除協議会規約においては、この二つの地区団体の存在や実施する事業が明記されておらず、本協議会と地区団体の関係が不明瞭な状態となっている。規約を見直し、一つの組織としての各団体の位置付けや役割等を明確にするとともに、将来に向けて執行体制の本格的な一本化が図られるよう鋭意努力されたい。
- ・団体が補助金交付事務手続のために提出した収支予算書及び決算書と団体が総会時に作成した収支決算報告において、収支当初予算額、収支予算現額、支出科目名が異なる箇所が見受けられた。
- ・薬剤空中散布作業に係る賃金及びトラック借り上げ料について、根拠となる支出基準が明文化されていないので、これらも含め、会計処理全般に関する規程等の整備について検討調整されたい。
- ・団体の会計処理において、領収証に宛名の記載がないものや請求書に日付の記載がないもの、薬剤空中散布に係る受益者負担金の納入通知書に記載されている金額と出納帳及び通帳に記録されている金額が異なるもの、同じ内容の支出であるにもかかわらず勘定科目が異なるものが見受けられた。
- ・団体の収入処理において、薬剤空中散布に係る受益者負担金を直接受領したにもかかわらず、通帳への入金処理が負担金受領から数日後になっているものが見受けられた。
- ・補助金については、ここ数年同額の補助金を交付しているが、前年度からの繰越金が年々増えてきている状況にあるので、補助金の交付額について今後十分精査されたい。
- ・薬剤空中散布に係る無人ヘリコプターの防除業務委託料及び散布薬剤費については、他自治体の実施状況との比較を行うなど、事業内容のチェックに努められたい。